

# 計画書

## 南城都市計画用途地域の変更（南城市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種類	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居専用地域	約 26ha	10/10以下	5/10以下	—	—	10.0m	22.3%
第一種中高層住居専用地域 小計	約 34ha 2.8ha 約 37ha	20/10以下 15/10以下	6/10以下 6/10以下	—	—	—	29.3% 2.4% 31.7%
第二種中高層住居専用地域	約 2.8ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	2.4%
第一種住居地域	約 24ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	20.9%
第二種住居地域	約 26ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	22.7%
合計	約 116ha	—	—	—	—	—	100.0%

注：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計と一致しない。

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

### 理由

佐敷地区は、都市計画マスタープランにおいて佐敷西部都市拠点（市街地）として位置づけられていることから、住居系土地利用を促し、安全で良好な居住環境の誘導・形成を図る。

また、国道331号沿道及び公共用地（新開球場周辺）については、道路改良並びに再整備に向けて土地利用に変更があることから、用途地域の変更を行う。